

急成長する日本の個人年金市場

～歴史と構造～

はじめに

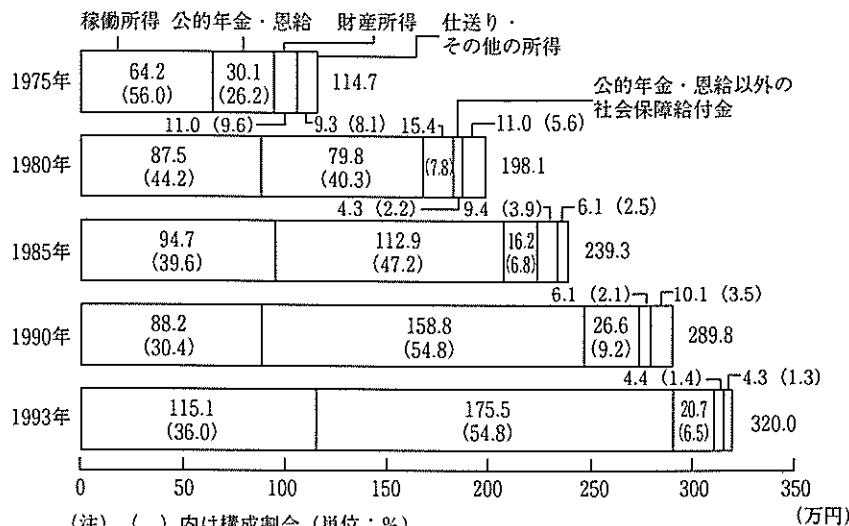
高齢化社会の到来が予想されるなかで、本来個人による貯蓄の限界を補って退職後の生活を支えるはずであった公的年金の財政悪化や集合的な貯蓄制度の運用成績悪化が伝えられており、年金のありかたへの不安が増大するとともにそれをめぐる議論が活発化しつつある。このため個人年金が再び注目を浴びており商品開発が続けられている。例えば、生命保険会社は各種年金商品を販売しており、信託、銀行もそれへの対応を進めていることが伝えられている。

しかし個人年金市場については必ずしも情報が十分ではなく、立ち入った分析も行われていないように思われる。このため小稿では、進行する高齢化の輪郭を確認するとともに、個人年金市場の歴史と構造を分析し、その展望を検討して見よう。

1 高齢化の進展

第二次大戦後における生活水準の上昇、衛生状態の向上および医療技術の進歩等によって日本の平均寿命は伸長した。平均寿命は、一九四七年には男性は約五〇年、女性は約五四年であったが、この値は一九九四年には七

図1 高齢者世帯における所得の種類別金額の年次推移



(注) () 内は構成割合 (単位: %)

資料: 厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」「国民生活実態調査」
出所: 厚生省編『厚生白書平成8年版』, 1996.p.69.

ところで増加する高齢者世帯の所得を種類別にみると公的年金の割合が著しく上昇している。図1に示されるように、所得に占める公的年金の比率は、一九七五年には二六・二％にすぎなかったが、この比率は一九九三年には五四・八％に達した。また国民を対象とした調査でも、高齢期の収入源としては七六％の人が公的年金と答えており公的年金への期待が大きいことをうかがわせる。

とはいえ公的年金にも様々な問題が指摘されている。例えば厚生年金は、当面は財政上の余裕があるとされているが高齢化の進展や支給期間の延長により財政悪化が確実なため、保険料率の引き上げや給付の抑制のための六五歳支給開始への移行が決定されている。このため世代間の負担の不公平という問題も発生している。またさらにJR共済等との統合により財政が悪化する可能性もある。また国民年金はすでに一九八六年制度改正の時点で財政破綻に陥っていたが、基礎年金導入以降にも保険料滞納者が増加するという問題点が指摘されている⁽²⁾。

七年および八三年に達した。このような平均寿命の伸長は後に見る人口構成の高齢化の一因であった⁽¹⁾。他方では出生率の低下が進行した。世代の単純再生産を可能とするためには、一五歳から四九歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率が二・一である必要がある。しかし一九七五年以降日本の合計特殊出生率は、二を割り込むようになり、一九九四年には一・五〇の水準まで低下している。このような出生率の低下は、高齢化を促進する要因であった。

この結果、総人口に占める高齢者の割合が上昇するいわゆる高齢化が進行するとともに、将来より深刻化すると思われている。人口問題研究所の推計によれば、六五歳以上の人口の割合は、出生率が二〇二五年に一・四五までしか回復しないとすればピークである二〇五〇年には三三・三％に達すると予想されている。

このような高齢化の進展は、当然のことながら高齢者の生活問題を提起するが、それをより深刻化させる経済社会構造の変化が進行している。第一に、伝統的社会的な解体に伴って親子関係の変化が進行し、子どもが親と同居してその介護に当たるといふ習慣は消滅しつつある。日本の親子同居率は依然として諸外国と比較して著しく高いが、その値は一九七五年の六八％から一九九四年の五五・三％まで低下した。第二に、子どもの意識も変化しつつあり、親の扶養を義務と考える人の比率は低下している。五〇歳未満の有配偶女子を対象とした調査によれば、老親扶養を「子どもとして当たり前の義務」と考える回答の比率は、一九八六年には六〇％まで上昇したが、一九九四年には三〇％強まで低下した。第三に、高齢者単独世帯が増加している。単独世帯を形成する高齢者の比率は、一九七〇年以降上昇を続けており、とりわけ一九九〇年代には七〇歳以上の女性の単独世帯が増加している。このような諸点から見て、高齢者は家族による私的な扶養に依存しうる可能性は低下しており、それに代わって年金制度等の社会的扶養に依存する必要性が高まっていると言えよう。

また公的年金の給付を厚くするための私的年金である厚生年金基金も、資産運用の失敗により企業負担が増加することについての問題点を指摘されており将来給付水準が維持できるかどうかにも不安がある。このため老後についての自助努力が求められるようになり、個人年金が注目を浴びるようになった。

2 個人年金市場の歴史

ところで日本における個人年金の発展過程は、必ずしも平坦ではなかった。個人年金市場の歴史を松田（一九九五）に従って要約してみると以下のような発展過程をたどった。⁽³⁾

第二次大戦前には、個人年金市場は郵便年金によって独占されていた。日本では一九二六年に郵便年金が発売されたが、この年金は公的年金制度が不十分であった当時には社会政策的な意味を持っていた。また一九三九年には郵便年金の大改正が行われ保証期間付終身年金や定期年金も発売された。郵便年金は、当時の国民貯蓄運動という背景もあり、一九四五年には二〇〇万契約に達するほどの発展を遂げたが、戦後インフレによって契約数は減少していった。このためこの時期は、個人年金市場が形成されたとは言いがたいとされている。

なおこの時期には、一九三一年には労働者年金保健法の成立によって日本の公的年金制度が発足し、一九三四年には厚生年金保健法が成立しその拡充が行われた。しかしこのような諸制度は戦費調達や戦時動員を促進するという性格が強かった。

第二次大戦後の一九五五年から一九六五年までの時期には、従来からの郵便年金に加えて金融機関による市場参入が行われ個人年金市場は創世期を迎えた。この時期に個人年金市場が再開された背景としては、岩戸景気による高度経済成長、平均寿命の伸長や核家族化による老後生活保障問題の顕在化、および一九五九年の国民年金

法公布等の要因が指摘されている。また生命保険会社に対し新規市場開拓を求める大蔵省通達が出されたことも生命保険会社の市場参入を促進した。なお同時期に証券会社による市場参入も行われた。

この時期には、国民年金法の公布によって国民皆年金体制が発足し公的年金制度は大幅に拡張された。また一九六二年に適格退職年金制度が発足し、企業によって税制上の措置が求められていた企業年金税制も大きく前進した。

一九六六年から七五年までの時期には、経済成長とともにインフレ圧力も高まり、一九七三年のオイルショックをきっかけとした高率のインフレも発生した。インフレは年金のような長期運用商品の陳腐化を引き起こす最大の要因であるが、この時期にも顧客の個人年金離れを引き起こした。このため一九六八年には郵便局は郵便年金の販売を抑制するようになり、生命保険会社も定期保険商品（定期付養老保健）の販売へ向かった。このため個人年金市場は低迷の時期を迎えた。

またこの時期には、一九六五年に厚生年金保険法の改正によって厚生年金基金制度が実施される等企業年金制度の整備も進められた。また一九七三年には公的年金である厚生年金に物価スライド制を導入するという制度の拡充も行われた。

一九七六年以降、経済成長が低成長基調に転換するとともに個人年金市場は再び発展の時期を迎えた。この時期には、日本の高齢化が他国に例のないスピードで進行していることも明らかにになり、様々な基礎率の変動に伴って公的年金財政の逼迫が予想されることも徐々に理解されるようになった。

このため公的年金の不足分を補う私的年金の重要性が強調されるようになり、企業年金である厚生年金基金の普及をはかる措置が次々と打ち出された。また個人年金の重要性も新たに認識されるようになり、すでに参入し

ていた金融機関による新商品開発と新規参入が行われた。生命保険会社は年金死亡率表を採用した個人年金を発売し、信託銀行は金銭信託と貸付信託を組み合わせた個人年金を開発した。郵便年金は、一九八一年に郵便年金の改正を行い通増型導入と、年金年額限度の引き上げを行った。また損害保険会社も一九九二年には年金払積立傷害保険によって市場に参入した。

また最近では企業年金の限界が表面化したことも個人年金への注目度を高めている可能性が高い。一九九〇年代におけるバブルの崩壊は、多くの企業年金の資産運用に重大な損害を与えたが、大部分の制度が確定給付型であったため、資産運用の失敗は企業の負担を急速に高める結果となった。このため多くの企業は、企業の負担軽減を求めて確定拠出型企業年金を要望するようになった。⁽⁴⁾

このように日本の個人年金は、戦前期には社会保障政策が未整備な状況の下で社会政策的な意味を帯びて発足したが、公的年金制度の整備や企業年金の拡充が続いていた高度成長期とりわけインフレ傾向が見られる時期にはそれほど注目されていなかった。しかし低成長期にはいると公的年金の財政悪化問題や企業年金の限界の表面化にともなって、再び注目を浴びつつあるといえよう。

3 個人年金市場の構造

このような理由から個人年金が注目されているが、日本の個人年金市場は税制上の優遇措置によってその枠組みが与えられている。しかも税制上の優遇措置は各業界の商品毎に与えられているため、優遇措置を得られるか否かがその商品の競争力に強く影響する構造になっている。⁽⁵⁾

個人年金については、個人年金保険料控除が認められており、保険料は所得控除される。所得控除額は、一九九〇年に所得税について年間五万円まで、住民税について年間三万五千円まで引き上げられた。ただしこの控除が認められるのは、郵政省の郵便年金、生命保険会社の個人年金保険、農業協同組合や生活協同組合の年金共済等の相互扶助の仕組みを持つ商品に限られており、しかも次のようないくつかの条件をクリアした商品である。例えば生命保険型個人年金の場合には、年金受け取り人が契約者または配偶者のいずれかであり、年金受取人が被保険者と同一人であり、保険料の払い込み期間が一〇年以上であり、さらに年金給付開始日における被保険者の年齢が六〇歳以上で年金給付期間が一〇年以上でなければならない。

そこで各商品を分類したうえでその概要を見よう。年金商品は、保険型と貯蓄型に分類される。保険型とは、加入者を保険集団として扱い、保険原理によって年金額を設定する方式であり、終身年金が支給できる。このような型には、個人年金保険、郵便年金、年金共済が含まれる。貯蓄型とは、加入者が貯蓄を行い、この貯蓄と運用益を財源として年金を給付する方式である。このような型には、個人年金信託、年金型預金等が含まれる。また年金は、その給付方法から終身年金と有期年金に分類される。終身年金とは一定期間掛け金を払い込んだ後に、一定の年齢から生存を条件として年金給付を受け取る型である。それに対し有期年金は、受給期間を一定期間に定めてある型である。また支給金額についてはそれが一定の定額型と初期の給付水準が低い通増型がある。さらに原資の積立て方法については、一定期間定期的に積立てる積立て型と一括して払い込む一時払い型がある。まず、生命保険会社の個人年金保険は、表1に示されるように終身年金を支給できることに特徴があり、しかも郵便局や金労災と比較して年金年額の上限が三〇〇万円と大きく、加入年齢も一五歳と低いという特徴がある。この商品は有期年金も選択可能であり、給付方法も定額、通増の選択が可能であり、また積立て方法も分割および一時払いの両方が可能である。

また、定額および通増型を選択でき、さらに分割および一時払いを選択することができる。⁽⁶⁾

また税制上の優遇措置を受けない年金商品も販売されている。まず銀行は年金型預金、国債定期口座（年金型）および国債年金型預金を販売している。また信託銀行は個人年金信託を、証券会社は個人年金プランを販売している。しかしこのような商品は、税制上の優遇措置を受けられないという共通した弱点があり、個人年金市場での地位は限定されている。

また損害保険会社の販売する年金払積立傷害保険は、一九九二年から販売された傷害による死亡や後遺症を保障する保険に給付金の年金払いを付け加えた商品である。この商品は、終身年金を選択できないとはいえ、税制上の扱いが損害保険料控除となるという特徴があり、表1に示されるように一定の地位を築いている。またこの商品は、定額および通増型を選択でき、さらに分割および一時払いを選択することができる。

また税制上の優遇措置を受けない年金商品も販売されている。まず銀行は年金型預金、国債定期口座（年金型）および国債年金型預金を販売している。また信託銀行は個人年金信託を、証券会社は個人年金プランを販売している。しかしこのような商品は、税制上の優遇措置を受けられないという共通した弱点があり、個人年金市場での地位は限定されている。

次に、郵便局の年金保険は、終身保険を支給できる点に特色があるが、個人年金保険と比較すると年金額の上限が九〇万円と小額であるうえ加入年齢も二五歳と高い。しかしこの点を除けば、この商品は有期年金も選択でき、定額及び通増給付や分割および一時払いも選択できる。

J A（全国共済農業協同組合連合会）は年金共済を販売している。この商品は終身および有期年金を選択できるうえ、年金年額も個人年金保険と同等の三〇〇〇万円であり、加入年齢も一八歳で個人年金保険より高いが郵便局の年金保険より若い。しかもこの商品は、定額および通増給付、分割および一時払いを選択できる。

全労災（全国労働者共済協同組合連合会）も年金共済を販売している。この商品は、終身年金の他に確定年金だけを選択でき、しかも年金年額が郵便局の年金保険と同等の九〇万円という特徴がある。また、また支給開始年齢が五五歳から六五歳と選択の幅が狭くなっている。しかしこのような点を除くとその他の商品と類似した機能を持っている。

次に、郵便局の年金保険は、終身保険を支給できる点に特色があるが、個人年金保険と比較すると年金額の上限が九〇万円と小額であるうえ加入年齢も二五歳と高い。しかしこの点を除けば、この商品は有期年金も選択でき、定額及び通増給付や分割および一時払いも選択できる。

表1 個人年金業界別商品比較

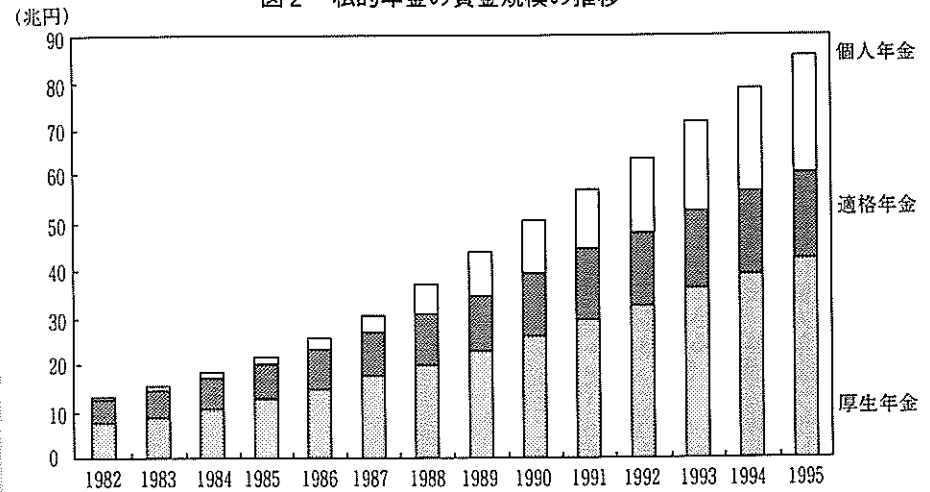
業界	商品名	生命保険	損害保険	郵便局	J A	全労災
商品種類		個人年金保険 (保険期間付) 終身年金 (保険期間付) 有期年金 確定年金 夫婦年金	年金払積立傷害保険 (保険期間付) 有期年金 確定年金	年金保険 (保険期間付) 終身年金 定期年金 夫婦年金	年金共済 (保険期間付) 終身年金 定期年金 夫婦年金	ねんきん共済 (保険期間付) 終身年金 確定年金
年金給付の型		定額型 通増型 前厚型	定額型 通増型 (5%単利)	定額型 (定期) 通増型 (終身) (3%複利)	定額型 通増型 (5%単利)	定額型 通増型 (5%単利)
保証期間付の保証期間	10年が多い	10,15年	10,15年	5 (10) 年	15 (10) 年	10~15年
確定(定期)年金の給付期間	5,10,15,20年	5~20年	5~20年	5,10年	5,10,15年	5,10,15年
加入年齢	15歳以上	30歳以上	30歳以上	25歳以上	18歳以上	15歳以上
年金支払開始年齢	50~75歳	55~70歳	55~70歳	55~75歳	50~75歳	55~65歳
保険料拠出方法	分割払い 一時払い	分割払い 一時払い	分割払い 一時払い	分割払い 一時払い	分割払い 一時払い	分割払い 一時払い
年金年額の上限	3000万円	3000万円	90万円	90万円	3000万円	90万円
年金支払開始前の死亡補償	死亡給付金 (積立相当額)	特に決められない 他は解約返戻金	積立金相当額	積立金相当額	死亡給付金	死亡一時金
税制(保険料控除) (受取年金)	生命保険料控除 雑所得	損害保険料控除 雑所得	生命保険料控除 雑所得	生命保険料控除 雑所得	生命保険料控除 雑所得	生命保険料控除 雑所得
H5年度新契約	件数 2,735,845件	706,426件	860,516件	229,541件	229,541件	640,756件
年金年額	2,026,588百万円		276,503百万円	132,012百万円	132,012百万円	398,863百万円
H5年度保有契約	件数 12,858,325		3,912,469	1,086,282	1,086,282	
年金年額	8,116,427		1,009,574	515,471	515,471	

表2 年金資金の規模推移

	厚生年金基金	適格退職年金	個人年金保険	私的年金計	公的年金計	年金資金計
1982	7.5	4.5	0.6	12.6	54.5	67.1
1983	9.0	5.3	0.9	15.2	60.4	75.6
1984	10.7	6.2	1.3	18.1	63.9	82.1
1985	12.6	7.2	1.7	21.5	72.7	94.2
1986	14.8	8.3	2.5	25.5	79.8	105.3
1987	17.2	9.4	3.7	30.3	86.6	116.8
1988	19.7	10.5	6.6	36.8	94.3	131.1
1989	22.7	11.9	9.2	43.8	98.7	142.5
1990	25.9	13.0	11.2	50.1	110.7	160.8
1991	29.0	14.1	13.3	56.4	123.5	179.9
1992	32.1	15.0	15.9	62.9	132.9	195.8
1993	35.6	16.1	19.1	70.7	142.5	213.2
1994	38.4	17.0	22.1	77.5	151.7	229.1
1995	41.8	17.8	25.4	85.0	157.6	242.6
1985年から 1995年までの 増加率	231.7	147.2	1,394.1	295.3	116.8	157.5

単位：兆円、%。
出所：日本銀行調査統計局「1995年の資金循環」『日本銀行月報』7月号掲載予定論文、
図表3-3-6。

図2 私的年金の資金規模の推移



出所：表2と同じ。

そこでこのような商品によって構成される日本の個人年金市場の規模から見よう。表2に示されるように日本銀行の推定によれば、日本の年金資金は一九八二年の六七兆円から一九九五年の二四三兆円に拡大しているが、一九九五年にはこのうち約六五%を占める一五八兆円が公的年金であった。公的年金と私的年金の資金の増加率を比較してみると、一九八五年から九五五年までの間に私的年金の資金は約四倍に増加しているのに対し、公的年金の資金は約二倍に増加しているに過ぎない。このため年金資金の増加の主因は私的年金であると言えよう。

図2に示されているように私的年金の資金の種類別を見ると、一九九五年には厚生年金基金が約四二兆円と最大の金額に達しているが、個人年金保険も約二五兆円に達しており、適格退職年金の約一八兆円を上回る規模となっている。また各々の種類の私的年金の一九八五年から九五五年までの増加状況は、厚生年金基金が約三・三倍、適格退職年金約二・五倍であるのに対し、個人年金保険は約一四・九倍と群を抜いており、私的年金の中でも個人年金が最大の成長分野となっている。

しかし個人年金市場の市場構造に立ちいって見ると、その市場は税制上の優遇措置を受けている商品によって分割されている。

税制上の優遇措置を受けていない商品の販売状況を見るために信託銀行が一九九一年に発売した個人年金信託(商品名マイルト)を取り上げてみよう。この商品は信託銀行七行と大和銀行で販売されているが、その加入件数は一九九五年には一八〇〇件程度にとどまっており、受託残高も一九億五〇〇万円と低迷している。とりわけ一九九五年には新規受注がゼロと事実上取り扱い中止状態となっている。新聞報道によれば、税制上の優遇措置がない点と終身型が選択できない点が販売低迷の原因とされている。

それに対し税制上の優遇措置を受けている商品の販売は順調である。前掲表1によって一九九三年度の新契約

件数を見ると、生命保険の個人年金保険が約二七三万件であり、郵便局の年金保険が約八六万件、損害保険会社の年金払積立傷害保険が約七六万件、JAの年金共済が約二三万件となっている。そこでデータの得られる個人年金保険、年金保険および年金共済の契約件数によって市場シェアの推移を計算してみると表3に示すとうりである。この表から読み取れるように、一九八〇年代初頭には、郵便年金の販売が一九八一年まで自粛されていたこともあり生命保険会社が圧倒的なシェアを持っていた。しかしその後、生命保険会社のシェアは低下する傾向があり、それに代わって郵便年金がシェアを伸ばしている。JAは一九八八年前後までシェアを伸ばしたが、

その後は停滞する傾向を見せている。

むすびにかえて

以上検討したように個人年金市場は、高齢化社会の到来と公的年金および企業年金制度に対する不安の増大という要因を背景として急速に拡大しつつあり、このような傾向は持続すると考えられる。

このためこの市場をめぐる競争は激化しているが、現在のところ生命保険会社、郵便局およびJA共済が最大のシェアを持っている。その他の金融機関による参入は、税制上の優遇措置を与えられた損害保険会社の場合には一定の成果を得ているが、そうでない信託銀行の場合には十分な成果を得られていない。

表3 契約数でみた市場シェアの推移
単位 %

	生命保険会	郵便局	JA
1981	88.1	9.9	2.0
1982	84.4	11.1	4.4
1983	82.4	12.1	5.5
1984	80.5	13.4	6.1
1985	77.1	15.8	7.0
1986	74.3	17.7	8.0
1987	72.6	19.0	8.4
1988	74.6	17.9	7.5
1989	74.2	18.7	7.2
1990	74.3	19.2	6.5
1991	73.7	20.3	6.1
1992	73.2	21.0	5.8
1993	72.0	21.9	6.1
1994	70.5	23.1	6.4

出所：生命保険文化センター、『生命保険ファクトブック』、各年号。

このためこの市場では税制上の優遇措置を得られるか否かが競争に影響する要因の一つとなっていると考えられる。

とはいえ同じ税制上の優遇措置を与えられた商品の間でも長期的な盛衰は見られるのも事実であり、販売力や商品開発力といった要因も競争に影響すると考えられる。またアメリカでは年金資産の長期的な運用のためには株式投資を行うことが必要と考えられているが、現在税制上の優遇措置を受けている商品がこの要請を満たせるかどうか検討の余地がある。このため税制上の優遇措置の成否にかかわらず商品開発の努力が求められよう。

(北條)

(注)

- (1) 以下の高齢化のデータは、次の文献による。厚生省編『厚生白書平成八年版』一九九六年。
 (2) 小椋正立「危機的な日本の年金財政」『日本経済新聞』一九九〇年四月一八日、村上清「年金の知識」『日本経済新聞社』一九九五年。

- (3) 松田勇「個人年金制度の諸課題」『社団法人日本アクチュアリー会「会報別冊」第一六四号、一九九五年七月、pp.363-406。なお本節では、時期区分等は松田に従いながらも以下の文献も参照した。厚生年金基金連合会「企業年金に関する基礎資料」一九九一年、曾根田郁夫「日本の企業年金昭和六〇年度版」『東洋経済新報社』一九八五年。

- (4) 「確定拠出型導入を要望」『日本経済新聞』一九九六年六月四日。

- (5) アメリカでは、税制上の優遇措置は特定の勘定に与えられているため、個人は広範な商品から積み立て手段を選択することが出来る。この点については、拙稿「アメリカにおける投資会社と個人年金市場」(日本証券経済研究所「証研レポ

「ト」NO. 一五三七、一九九六年八月)を参照されたい。

- (6) 「商品研究年金商品のすべて平成七年度版」新日本保険新聞社、一九九五年、pp.137-138。
- (7) 日本銀行調査統計局「一九九五年の資金循環」「日本銀行月報」一九九六年七月号掲載予定論文。
- (8) 「個人年金商品―生保・信託で明暗鮮明」『日本経済新聞』一九九六年五月二三日。